以下 汚れあり

財團法人
東京教育
圖書館藏

いではみちもかふあるまじき
事とをとりもちもわをれぬうちにかぶとをぬぎて
ゆきもはかなくつもれとあるのみ世のはしめのものは
なきもあれば忘るゝ事のなかの名をとゝめてせをはかむ

菅江の麻須美

○ふしくはぐら　一丁　○あでむすゝ　三丁　○京鹿子　三丁
○ちゝのゝ　四丁　○クごでゝ　五丁　○乳の井　六丁
○志理夜　七丁　○なんろ　八丁　○むゝうゝは　八丁
○ほんしろ　九丁　○ふひろう　九丁　○高星　九丁
○花ふさろを　十一丁　○ムゝ造り刀自　十二丁　○ムさもそび　十三丁

丹壺書屋

○百合　蒲屋遊の事　十三
○由岐の事　十六
○許佐布敢　十九
○えぐかみ　十一
○こうぞ　十二
○あかのみちの紙　十四
○三のしこぐさ　十五
○おへこぐさ　十四
○ひろめ米　十六
○はろうとり　二十
○ぬぐしん事　二十
○鬼志菅原　二十
○ろくやす
○きつのやたざて　十三
○そぐり　十三
○あくちこきつの　十四
○ちんぴく　十四
○辛呂和具佐　十九
○菅大臣御画　十七

○ふのちこはぐさ

陸奥に在つる津軽人白蛇と云草ひく名ゑ伊の藥に用ゆ
かくるふそいつ国の牡ゑ乃ゑ山路とりは栗生
の中に草のくく花りうと山賊の見つ白蛇の多花畑なるは
ふつ国のくさとおもふ体ゑ世ゑいぬこぐ
忍のこ後ゑと方言草しぐさはぐさと訛りて忘ゑぐさと云
あれ国世草に新勅撰集ふ　出た海ゑの波ゑ霧の上
夜を経く月の冴へわたるゑ　久保之取
蛇尾初篇云ふのは苔ゑ事八雲御抄ふ忘草は
ゑのと心得くゑ名ゑ一ゑ　但ゑ

花のやどもさてはかくいとものづゝ世しらなりこゝ色紙和難云ちなむ
ゆるものはかさねかはふたもあるべきゆゑ袖の上ゝ忘れ草をそ
万葉集ゝ名ゝいづれの世とゝ事たゝうもゝびゝ世歌を釋阿和歌
所御會歌なり○ちゝさとゝ事やもとゝ名條ゝ叶てを
河社やと或書云（此或書トイフハシ、中古ノ和歌ナリ）世歌ゝ釋和歌所御會の歌ゝ〻説ゝ
ゝよし今のゝ玄ゝ新古今書トハ古今ナリ入道開白右大臣小侍ゝ時百首歌
の中ゝ忍戀とあるゝ和歌所御會ゝ萬葉集の
中ゝ玄ゝ玄ゝ名ゝ弱ゝ雜ゝ玄ゝ玄ゝ
ゝ玄ゝ見ゝ八雲御抄ゝ玄ゝ
をゝ敎ゝ注ゝ玄ゝ今案ゝ玄ゝ

萬葉集第八裏山之木末乃繁尓と書の神中枡
あさのゝとものゝ注ゝ顯照云ゝ
ちぐさゝ草ゝ和名抄尾草 ヱヌコロクサ 詩齊風南田章無田南田維莠
驕驕 又孟子盡心章惡莠恐其亂苗也 秘藏抄ゝ作
べきゝ小山田ゝ作ゝ
叢生ゝ物ゝ繁茂ゝ
ゝ或ゝ
ゝ疑ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

歌始敍咄可考新しづも俊卿は其物をしらずなりしゆゑにされば契沖師も
俊成卿もしのはらといへる所あるをしらずありしにはつらくと
いはれけり後の歌に小竹と心得てよみけるも有べしとあり
新勅撰前関白 しのすすきしのはらの霜のふる夜をかり月のさえたる
かな 新六信實 垣ねのしのはたえめれ冬枯に霜おく風のてる影
すみかなり 弁内侍日記 ふけゆく夜をしのぶはさきのうへにふさまくしげき
露もしられつかな 新千載後西園寺入道前太政大臣 袖ぬるるしのはらの
かりねの露にこそ秋の夜の月 されば八雲御抄に小竹を
と皆小竹とよめるのを見るにあるいはとかくのまちがひ也といへど古くは
大し津軽のはくおやいをごさふて意繋けるぞの

○なでんのさくら
科棣国よりうつしけめ出羽道奥にもありてなでんの桜といひて英大き
なるをば紅の八重桜あり大なる一重桜をいふなるをもいふなり
国にてもおなじ名あるをかくよびけり むかし南殿の桜の種をうつし植
とて藤なる事もありしを玉勝間に云 南殿御階桜橘 歴代
編年集云南殿桜樹者本是梅樹也桓武天皇遷都之時所植
也而及承和年中枯失仍仁明天皇被改植也今度焼亡焼失
畢又造内裏之時被移植重明親王家桜樹也本吉野桜也但
拾遺公忠朝臣哥詞延喜御時見南殿花散然者天徳以前ノ
桜樹歟云々とあり此花をめでばみちのくにて云ところなへおほく

破損あり

菊殿御陵櫻とゝ[illegible]
[illegible]

○京都の牡丹

陸奥中尊寺乱梅山姫杉前澤大櫻津軽梅[illegible]
盛岡の大木[illegible]出羽小阿仁の萩萩生山の萩[illegible]
秋田土崎の湊砂山[illegible]萩大樹を伐[illegible]都の某寺の棟
[illegible]物語駿河の國不二梨鹿原の御殿場村の御獵舍の柱二木
[illegible]の大木[illegible]三の國西郡[illegible]村あり漁物師が庭[illegible]百五
十七花咲[illegible]牡丹[illegible]遠江國乾村の水潦京都山郷の
牡丹[illegible]煙霞綺談巻之秋菓山の麓小[illegible]川[illegible]

あり東は天龍川小落[illegible]舟筏の通[illegible]州川上小京丸と[illegible]小村[illegible]
遠[illegible]嶋[illegible]山の[illegible]大木二本[illegible]遠く見渡[illegible]一本
[illegible]西園寺[illegible]初夏小花[illegible]其色白く[illegible]
[illegible]見[illegible]牡丹[illegible]近[illegible]其村の者
[illegible]合是と尋[illegible]物ひ[illegible]牡丹[illegible]古内裏の跡[illegible]其時
の花檀[illegible]と土俗云傳[illegible]深山小内裏と[illegible]
謂[illegible]往古[illegible]宗旨[illegible]事[illegible]死亡の者
[illegible]時土人集[illegible]親鸞聖人自画の阿弥陀の像を[illegible]念佛
[illegible]唱へて葬[illegible]今も[illegible]事[illegible]其跡[illegible]
[illegible]内裏の蹟[illegible]京丸[illegible]名[illegible]事[illegible]

○ものがたりのあらましをしるす

同書云、越後上杉の家老直江山城守兼継、木曾義仲の時世天王寺なれし内の樋口次郎兼光が末孫なり、世二萬石を領し、文武共に詩歌乱舞小長し、武勇も又勝れ、大兵小しく風俗言語着なるものなり、景勝越後より會津へ國替の時、家中三室寺庄蔵と云者、下人と成敗なる基罪斬、彼下人の親類彼者を逃し、山城守方へ付て元扶銀二十枚とられ、そしり走りて跡を吊ひ、堪忍なるべしと云きけども、中に義引せば何ら彼者を取しめんと伝る、山城守家来申付て高札一枚俄に拵へ、一筆書て自身雪関へ持出、許

訖人と、高札あつらへ、されども少人を其時の蔵守が曰、いづれもの者と逃出せる上、是非に及ばず、但し異逢へしと、然ども人なし、今我が弟彼者の兄と伯父と甥なる三人、腦麁の聽まゆの彼者を申請、既に三人を従来の橋もて斬罪し、其後高札を書る、

未得其意、いづれも一筆を破上に三室寺家来何某不届に仕合せて、お暇に親類縁者の呼返し呉候様、右に付則三人迎ひ、彼死人御返しの此下に仕様を

慶長二年二月七日　直江山城守兼継判

鬼大王　宣官獄卒御拵露

[illegible]付高札を立てしゐ國中一言を申ものなし
[illegible]の彼一体和尚の佛御所様大閤秀吉公稲荷大明神
殿と[illegible]ふしとゝかりき直江兼継出羽國杉宮天明神を
祈り太刀鎧兜甲冑麗出陣のとき白銀錢幣ちらゝ
塔形と作り金箔の板かうちるゞ二枚甲冑弓箭あり弓甲きの
ごとし世人あやぶむことゝ片竹片手あるかたを高きゝ
いと長く仕太上杉家寄附甘糟直江のものいとく多し

○うごてうちもし

みちちくいそぶ[illegible]のうごてうちもしあ[illegible]

紙を張て甲冑こと燈籠きりこも切籠そりと
四季折ゝ桃燈の事上古ふたもきとのあり古夜ひかに松明を用ゐて
又行灯を用ゐてすいりこ錦倉年中行事に錦倉殿成民正月晴
始て管領の詳中あり給ゝ列を記ゝ續松二丁行燈一ツ持べ
ゝ[illegible]の續松いたゝもつて行燈今の通るいんどんゝ[illegible]ゝ夜のは
持しあ故行燈と書ゝ古の頃まで[illegible]もしん蟬川記云桃
燈籠桃灯朱ゝ平生持ゝ桃燈ゝ故實かゝ裏ゝ平生持ゝ[illegible]
と本式ゝ[illegible]ゝ時の是ゝ永祿天正ゝ頃の事なるべし其頃
今世の桃燈も有りと見あ籠桃燈とあゝ行燈のまゝごとく丸き
目籠をもつて上を横木のようてあるまて提ゝ[illegible]ゝ今も舞の

驛家などに掛之其圖別に在り是を本にしるしたれども往年し
多因之永禄四年辛酉三月晦日光源院義輝公三好筑前守
義長亭御成之記に御門に挑燈二かけて置之御門役に渡之と
見えたり此の比其籠挑燈の圖は見えざれども驛なくても村里
までも越後路陸奥出羽にあり近き世まで其籠の骨を家ぐ
の文理とて作りこめたるの畫に見る昔は燈はまた昔灯
籠やうのものに蔵めたるなどを今も見るや此頃ひより也まし
いかにへるこそありしとぞしるや

○乳の井

陸奥津州の乳井邑に多門天の堂の傍に井あり古びたる泉
淅二月のごとくなるゆゑ譬へたる事あり是を乳井とも乳汁
まゐらせ毘沙門天に申あり祈りて此水を飲ば乳を出すと
泉のごとく涌づるとぞ倭訓栞前編にかの窟戸よりも海中にあ
る岩窟の中に真水を出す是を乳水といへり又大社の神の乳石
とも云り此所の小石いかなるも附着り或大石或は木又は船なども附
いふ是鐘乳石の堅まりたる物なるべしといへり此説いかがあらむ井水
白くなるを滑石石脂のごときものもまた多し山本郡にも白
水澤（地名山中に多し）といふ村あり本は白水の泉ありしよりいふとかや

○志理夜（志りやのさる…）

日本後紀四十巻（延暦十四年）出羽國言渤海國使呂定琳等漂着夷地志理波

村杙にも見えたり志理波ハ志理夜なりといふ尻屋にて世にいふ小岩屋村
わたし蝦夷が住るところなりとそハ南部糠部郡田名部の辺にて志理波
志理夜あて通ふ志理ハ本ト蝦夷辞にて志理ハ嶋にて利ハ志理の利夫
弁志理玖那斯理こゝなる宇崎なとハ蝦夷國ノ小サ子ナ斯理夜
弁留ともあり志理夜ハさてハやもめとも云ふなるを云ひこたへ
とゞまれるといひやもめなるとやもめなるといふなりその余つ
きといひあるハ世にいふ越後國の椎谷浦も斯理夜弁留
の蝦夷詞を訛りてあまたに椎谷の文字をあてたるなりとそ

○あんもよ

小児を負ふ一尋あまりの布をおびのやうに云ふなり酒こぶひ

まはしとふもあり あるいはまはりでまはるたんなわさといふめり谷川士清
翁云たんなといふハ相撲なとの時に馬の手綱をしめるに肌
帯にせしをいふたんなの轉せるにや西土にても兜肚とて嚢を造り前
張と権ふ割あてゝいふ四季草云ふんどしの事古へハたづなと云
丈なるの帯にして丈下帯といふ丈たれとも云ふなり一ッとも云是
絹一幅を以て前張とゆるやかにし義貞記に義家朝臣の鎧着用の次第を
記されしに第一に手縄とある是也又曾我物語第一に手縄の紐を云ふなりとそ
手綱とありとあるハ前たてにひきとれバ平太是を見て俣野をもつ
てまちもとつておつてはしまきとるかおもてのもちて十人斗一つ条
おりひ着る物をぬぎおきかづるやきまと云ひとなしけるその手綱

○むぐらは

是も相傳とて尾張の暁星堂の句撰
多くも夜業の細工のむぐらは住りる鋤のごとき

○ぜんぶら

○ぜんぶら

○むぐらの事朝鮮李子仙達が風流録に松前より出る
人参也撫錢占唐詩を書て今しも玄前津州南部
能代なとにのりしるかとつかるびそがのつ未彌陀名號書あるを
見つる南無阿弥陀佛と唱へとて書こうもむ其國人の言葉とかや

○ぜんぶら

但黄金七拾枚泉とゆうる事なるべしとかきたる
陸奥出羽の寶香のこと秋田郡雄鹿の中石とて浦之
銅錢百貫目浪のうち上ゆる其の錢の文こる宋年號あり
うゆる迄也永七年春船載もまへ異國船とあるべしくも
人参あるべかの漂ひ着こと遠国舟のごとあるもの長十間ばかり

破損あり

廣サ八九尺ヲ限リ小釜一口あり四方ニ四ツ小銭あり
ゝる常平通寶ゝ泉背ノ文字埋ミ難ク露痕半月
戸一、戸二、戸三、戸四、戸五、戸六、戸七、戸八、ゆゑ訓一
ゆゑを訓十ゆゑ惣一ゆゑ惣十ゆゑ有ゆゑ朝鮮國の船
ゆゑの國小常平通寶ゝ内ゝ事三國通覽ニ錢ニ文字
ゆゑ見ゆゑ蓋し雄藩の福川村ゝも禁銅錢十貫ゝ有り
極ゝ少し事なり

○高星つきさるし

高星月星ゝる阿信氏ゝ松前ノ下國家檜山城の富岡寺ゝ
其外安陽家の記録ゝも少もゆゑ無ゝ大同小異ゝ

安日　長髓彦ノ兄ニシテ津軽演安東浦ヲ領セリ

安東　安倍比羅夫陣ニ来ルカレ安日ノ末孫ナリ後ニ安倍氏トナリ安東ト號セリ

本ト津刈十三濱ニ在シ其舊館蹟山王坊ト云フ寺跡ノ近隣ニ在リ

致東　頼度蜂起ニ討ツ安東カ先祖タリ松前ノ下國家モ致東ノ後裔ナリヨシ

國東　蝦夷ノ追ヒ松前ニ到ル致東ノ末孫タルヨシ

頻良　致東ノ子ナリ後ニ義時ト改名シ又自ノ安倍將軍ト称セリ

頼良　安東太郎頼良ノ國東カ子ニ則チ頼良ノ子ナリ

貞任　安倍將軍頼時ノ子良宗ノ舎弟ニテ厨川次郎ト云フ男人二人アリ

高星　貞任ノ次男ニシテ十代童又十代丸ト云シカ弟ナリ正氏ノ遣ニシテ長髓ヲ討シム

義勢　頼時ノ三男良宗ノ後裔ニ安藤太郎義勢ト云フ高氏ニツヽク相模入道物

義勢ノ子ニ十三歳ノ貞任ノ太郎ノ子代童丸ト云シ十代童ノ弟ニ高星ノ二歳ノ乳母ヲ

ゆゑ小柏ノ人ゝ津刈ヲ隱ル後ニ藤崎ノ藤崎村ノ

河越茂助ト云フ家ノ富田ノ字ヨリ高星月星ト云フ處ニ住

高星殿月星殿ト云フ殿あり世所ノ館ノ跡ト云ヒ今ハ

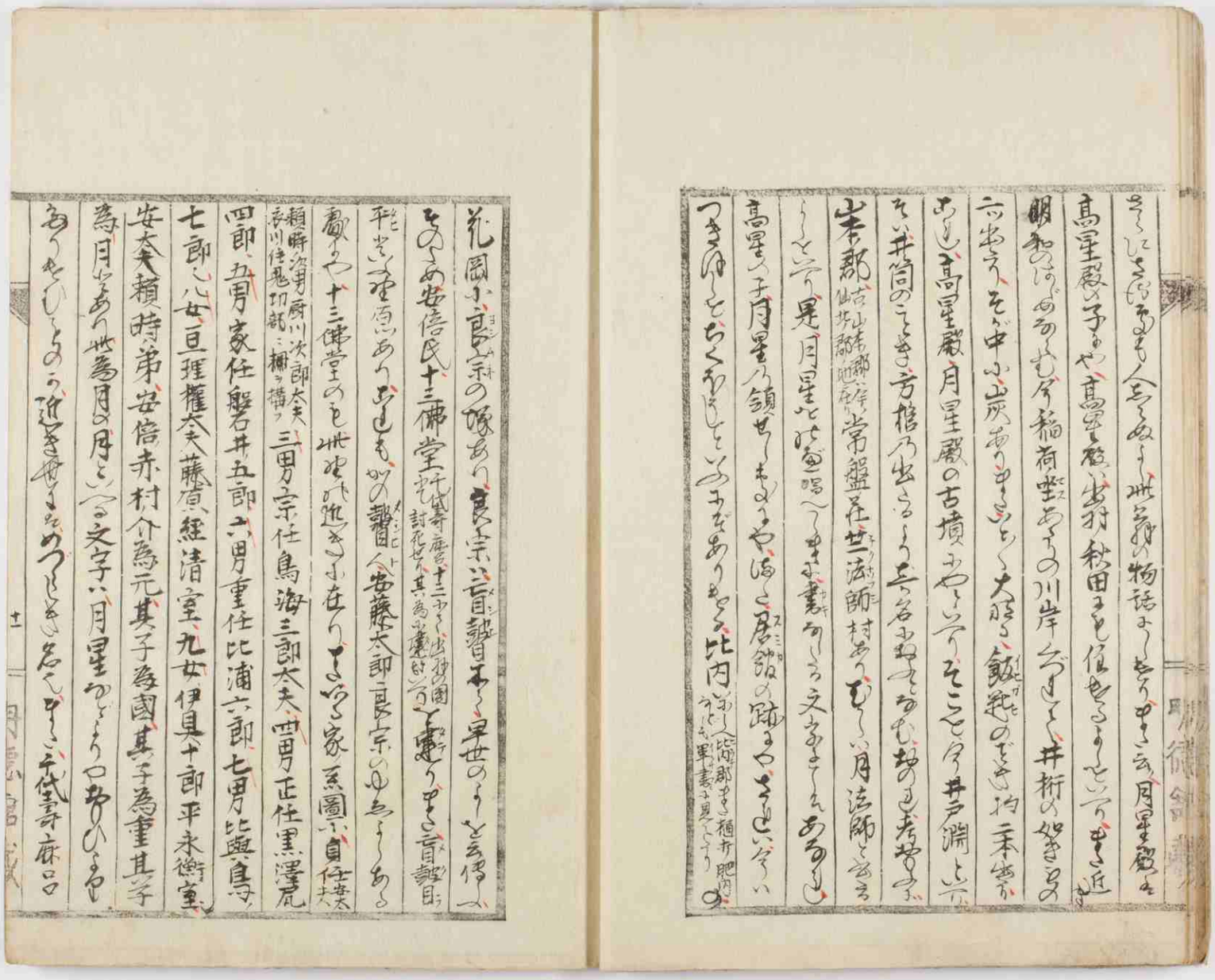

高星殿の子なるや、高星殿は出羽秋田にも住せるなりといふ、さて近
明和のころなるべし、稲荷堂あるこの川岸にてさて井桁の焼きこの
二ツ出たり、そこの中に山灰あり、さて大形の飯櫃のごとき物二本出
たり、高星殿月星殿の古墳なるべし、そこにて井戸淵と云
そこに井筒のごとき方形の出るなり、名はなにもなし、
岩部（古山寺郡六年の仙芋郡地にあり）常盤長法師村あり、むかし月法師と云
うと云ふ、是月星と共に唱へて書かるしるし文あるなり、
高星の子月星の領せしなるや、海と居館の跡なるやとい
つきはなしたるなりとぞ、比内（陸奥郡まき植方肥内
うたふ里書に見えたり）

花岡小良宗の嫁あり、良宗に音聲有り、早世のうと云伝へ
なるべし、安倍氏十三佛堂（千代寿麿十三歳出羽の国討死せし其為の菩提の為に建てり、音聲日
平生に在りしもの、音聲日
勢の家、十三佛堂のもと世世に迎へ在りしなり、家系圖に自任
頼時次男厨川次郎太夫、安倍任鬼切部三柳ヶ橋ノ三男宗任
四郎、五男家任盤若井五郎、六男重任比浦六郎、七男任與良寺
七郎、八女亘理權太夫藤原経清室、九女伊具十郎平永衡室、
安太夫頼時弟安倍赤村介為元其子為國其子為重其子
為月なるべし世為月の月と云ふ文字六月星なるべしと
あるもこれなるべし、さて千代寿麿

秋田そうち死にハつるも世あまりしとぞ云はれける

○花の出るを

慶安庚寅立春正月　あらまのむかしにおもひ出世善

花に心を移やつくすらむ　秋田城介宗實よみて人見氏

黒甜瑣語に此宗實ハ秋田家系譜に見えざる人なりといへり

考ふに従五位下秋田城介實季常陸國宍戸移封後伊勢國

朝熊へうつされ給ひ剃髪して名を凍蛄齋宗實とあらためられ

しかも八十四歳にて卒　庚寅のとしハ慶安三年にて此君むかし土崎

の湊城を出給ひしより此つらつらと思ふ事の多かれば其ねかひも人の

おめにうつらずして華をむすびしぞ　風さいぐ慶楽榔の世中や

うち土崎の人をつとめあきとかしは紫にたつをおもしろしとて見し人

おほくそのみるもしらひしと聞かむ此歌を後つれと共に合をときこ尽ぬ

○くし造る刀自

みちのく糠部郡にては厠に入しハ闇の夜も多る中にも用捨と云ふ

ものハ中なき篦二ツあるを用ひ字書にある篦ハ五六寸ばかりにて大虎杖の茎

を割てされをもて拭ふなりと筆木と名づく捨文字をかきさるは

洗ふなりとうち入てかくすなり後世にはおもにあれど用捨の文字

書しるさし倭訓栞にいふ萬葉集に厠遠くある櫛造る刀自

のよみたらむも籤の類ごとを岐岨山中にて用ひかりにておもしろかりし

輟耕録に今寺観削木爲籌置溷圊中名廁籌といへり

○くさむすび

むかし糠部郡なる尾駮の牧の跡をたづねて見しに尾栫（小佛ともいふ尾駮牧の名也）
髙鉾かやうにあまりは浦山ゆかしくふりしは薗部の高なき引
なをびあはれなる祈りのえ何のえなしかくむすびけるをやあるべの詞
上へば負料深きをまで入ぬしくのみ歸りを来む路迷ひぬ料としてきて
むかしの云ふ男あり草苅に入りてかやうのおとせし女を草刈に出逢ば
それはまづのこにおりしかなしかまたその草むすびをせまおかれつくしば
其のこくが心をもて男人をそれと忘れしかれば夢のまた人にいへるぞ女の
先子のみたきを志が世むすびをするといへり新千載集にあるよりける
女の家の前をとりぬるとなく　妹が門ゆきすぎかねて草むすぶ風吹

わくなる逢ん日は海ても　忍ぶ草かくさむすび　俗に草割
の意にして婚姻の約をなせる事にいたし古歌多し新千載集に前の
歌をひたれり淵みなすみだくのぬしのゆめのあやかに存りしくさむすび
結ぶのみ歌なおろに叶へり

○ゆかりの君志ちぶの事

みちのくにいはきの郷にふ小出左衛門尉朝政が備うら佐藤継信が幼息に弓
とらせて恭衛に射させしに恭衛が直垂の袖に立りしを取捨むとしけるが
あまりにきき前なれば不思儀なるにて飛ば見しに佐藤三郎兵衛継信が
嫡子轟太郎と書きつけたり恭衛くは足に則我親族なるに敵陣に居て我を射
ること事流石継信が子なりといへるぞやまくる所さつれなるときに必せし

うの事なられば忠臣の者の侍を助け置く事をとゝめ給へと申し給へ
六月六日厨川の逆ろく泰衡の首實檢の為に東鏡九巻文治五年九月六日同田治部持主
人泰衡之類家臣藤原國衡給旨下侍長之時義盛重忠
郎加賀孫太郎上野四人吉田次郎被見之為ゆゑなりたり高衡由利八郎をゝび遺言
なされ我を明日の軍に討死をゝべしとそ仰られ平泉に在る母の先祖
代の墳墓の事を頼入る給ひ一所の地をとゝめ法事料をし給へ
伊事供養追ゝ仰られ世事かゝるべき背をゝべしと高衡申さるゝ
仰られ由利八郎維平吉妻藤原利中八能本と有り小もりく子の詞に高継高衡二子を宜うれ
ともあつて依藤三郎兵衛惟信の婿男
て依義太郎高継とそ仰られ
又先祖の墓所あれば平泉にのぶべし盤井樋爪菅田等申受べし
伊達に在城し伊達冠者高継と名乗べし維平二郎と支配し給へ

委く遺言申す時に維平に其是を両國の政事を司どり給わづら
二郎と支配仕り何面目の恥しやかく世義ちりく葉中指揮あべし
さ中なれば高衡風と張ゝ中おやく我と忠義のれい恥辱掛く勢
最期の供をはるゝと増る忠義のべしとゝ申さるゝ世上御詞
遥に多恩しかしこまりけとうと合せ給へ高衡大やうに笑ひ
ゝ事なし時刻うつれば宮殿の南意仕をべしとゝ世義二品をゝめ
なり諸大名ゝ並居く見物をも搖ぶ高衡大音聲に日本一
剛の者植丸高衡が首に伊達冠者高継と兵が討取と名乗べ
きのとゝ左の脇腹刀を突立右の方へ一文字に引廻刀を捨て直
自頸ゝ掛てあてく半引代り刀を捨く左右の手を家首と直ぬ

いざく高継討しとゝ高継刀をありあまをとりもとりひく切ぬが
疵口をわきへはらく切ぬんで高衡をのせく刀をこゝろをに指
ハルをこゝをんぶう片手打よ刀を前へ引べしかゝる卯妙ふせよと敵へ
絡りて疵口へ引ぬきて待ぬ高継世ひき敵のぶく片もしく
刀を敵へ引きもしあへ敵へ殺い前よ為もるゝ自身ふきくたて嘲し
たりもしき命く時ふ文治七年六月六日鎮守府将軍秀衡が
五男樋爪五郎高衡廿四歳終ぬ厨川の土となりぬ
其名ハ万天ふとゞきもの諸士ぬく大ふぬんで稱美世ぬ武威則
首級をてみ伊達冠者ふのもせく御前へ差上もしに二品をこゝろぼく
御落涙ふ及せもつ哀ぬ歌ふ添く高継ふ給ぬ

則平泉へ送り秀衡等両人が墓ふ形くく埋むを鎌倉殿
由利八郎維平を御前ふ進くめり御ふ高継もを幼年なれば汝
六郎と心の内ふて仕置をしぬ汝ふ両州をふ去年中ふ兵乱く
ふて萬民おとゞく困窮をしき徐々明年ハ両國の幸具を
ひるしつらをし其外異事ぬの例ふらしく汝ふ
仕出をんもの者そこを由利八郎維平伊達冠者高継が執權を
つとめく後ハ片倉小次郎ふ仕ぬ居もるふりし片倉氏と改名て頼朝
卿の御時より六百年ふ今ハ相續し伊達家の後見ぬ
私ふ云武則真人より八百年未補佐長臣ぬまれば片倉氏と中國の吉川氏
両家ハ南當家ふ到りて代々御普請の内手伝をあつとも其ぬ人ぬ
御霊屋ハ塔ハ龍ハ獄ハ
右仙墓ハ将細村後見片倉小十郎本名由利長重ふれと獄をとゝ

[illegible]

出羽國由理郡之内あとの[illegible]

○おかへごぐさ

帯碁[illegible]石菖卷柏[illegible]殖[illegible]石蘭風蘭

[illegible]草の根[illegible]秋田の旭川の山河[illegible]

水上流[illegible]見[illegible]其葉見[illegible]貫首[illegible]

[illegible]和訓栞ふへご 朴羅也[illegible]又鬼へごと[illegible]薩摩の西の

遠嶋[illegible]夜句の嶋ふ産[illegible]鳳尾蕉ふ似[illegible]草[illegible]薩摩[illegible]

似[illegible]大[illegible]ふ[illegible]或説[illegible]獻山横川の谷[illegible]

[illegible]肥後[illegible]へごと[illegible]長崎[illegible]へごと[illegible]土佐[illegible]

[illegible]

○弁呂和具佐

むちぐさと津軽秋田[illegible]登[illegible]三河國の[illegible]

[illegible]羊蹄[illegible]あの草[illegible]莚[illegible]織りて[illegible]稲莚[illegible]

[illegible]村[illegible]弁呂[illegible]色浅緑色[illegible]莚[illegible]

[illegible]むちむし[illegible]擂木[illegible]檀[illegible]

[illegible]蝦夷人[illegible]婦人[illegible]

[illegible]松前[illegible]是[illegible]蝦夷小出[illegible]小出[illegible]外[illegible]本陸[illegible]

[illegible]山蒲萄[illegible]皮[illegible]作り[illegible]編[illegible]腰[illegible]附[illegible]

茅つむ事もあれども腰助の意なるや此小出のをとゝけるを毛と云事を姙婦
ふ飲ものをいとく安産しとて松前を此事とせり是津州の海辺
松前出帆のとき切手船切手も関所通行の者へ切る形のもの出
ゆゑ出判出手形と云方言なりとて出判をとりこんもきて出ると飲しむ松前子出
津輕出判の意ふよりも仙臺の村にて正月の初御判紙とゝなる原之町通
大原急山用と云ことをかゝるもきて出ると細ふ書て飲ふ其ことなし
ありて今もとゝくせり此のもの松前にて作る紙文子此国方言
理呈年賀と書のこと西坂江戸の事あり出ることも給ふ書
ふ文子　飯さゝ紙きゝ贈りてむきみの旅のものゝ
さゝとありしぶ其内使ふとゝく　飯さゝ紙きゝ文子おくりてむ

きみの紙ある花のかゞまふと云ことなり為ゆゑ
遠ゆゑ文子のおん加もゝ老くかんの給ふるゝ

○由岐之事

陸奥の毛布の里ふ穀社あり述記毋甲そいとく古き由岐とかをるよ
とある出を田村麿の組めるゝ也とゝ四季草養の下巻ゝ
神社勅勘あれども御督長穀と其社ふ機事と云胡籙の
事と穀とひゝるゝ平貞文ふりを勅勘の御社を坐ゝ
阪上大宿爾田村麿の穀を神と齋ひまつるゝ事ゝ

○もちの木

世ふ無呂の木とふもの世とゝ云ものゝ

わきて多し。[illegible]むろといひ、あるいは秋田郡杜良嶽秘田仙などに出る
臼に造るべき木の三寸の木と称せり。これを毛呂美といふ。さては蝦夷檜にて
似たる大木なり。倭名抄、檉。爾雅注云、檉一名河柳。檉音勅貞反 和名無呂
などあり。玉勝間三巻云、むろの木、田中道麿がいへりしは、紫の實を
つくる、室の木といふものは今もいづこにも多くある物にて、美濃の不破郡多藝
郡などにては、むろともいひ、杉ともいひ、伊勢にて員弁郡朝明郡のあたりにて
あるむろともいひ、むろともいひ、尾張の羽栗郡にては、ねずともむろとも、べかの木とも
むろともいふ。山に多き木にて地をはふ。高くなるは二丈ばかりなるも
あり。大かたは[illegible]大きなるもあり。栢子といふ木に似て、又杉
にも似たり。二種ありて實多くなるといへり[illegible]むろとも杉

いへり。美濃にては伊勢のごとくむろといひ、尾張のねずをむろべかの木といひ、紫
三河にては[illegible]見ゆれど、大かたは檜、室、庭、植ゑ、石などにて見ることなし[illegible]
室の木あり。いと細かなる葉にて、室の木は紫[illegible]の木、参河の額田郡設
樂郡にても[illegible]といひて、称をさしてねずとも[illegible]ねずみもちと
特牛[illegible]の濱邊の砂山などに生ずる[illegible]木あれど
[illegible]海邊に生ひて潮風に吹かれて[illegible]紫色なる實ありて冬に
葉を避けて[illegible]ねずみもちの名あり。[illegible]針のごとき
毛刺ありて、特生叢刺の櫻は白檀に似たる木理細にて甚香ありとす
されば風俗和白檀といひて佩玉など造るあり。檉木と檜室木と
さて称をむろといひ、称をみるの木もむろといひて[illegible]べきなり[illegible]

意ひてそれと牛の角小ぶりなる屋ぶき牛の吼る声し秋田路そ
牛とべこともべと吼よ例の口癖の子文字を除てへこともべ
色ことなるがごとし樺木檜榧杉などもつとも高よ諸の人は
世木を植し折りてくべきものなり

○菅大臣像

岩代國山本郡稽山の天神とて多賀谷殿小位て菅大臣の神像
ありそ菅大臣の三天づゝ画とかむ本朝書史云菅原相公寛平昌泰朝為天下之鴻儒没而有精霊贈正一位太政大臣號天満大自在天神處々之祠世有稽自畫像筆勢不凡或儀可御矣曾筆跡稀蓋在于北野東向観音寺及洛東高臺寺又在播州上宮社納之其真蹟無疑者也とつゝ
ある君地の色多賀谷の家ふ生まれ

とも齋居身もきよ高い清潔地りいとゝ拝をくべふ
菅神の生まれ出ま浴きもそ紀ふそそしもち
霧山の古城鹿島の城阿信家城佐竹城とよ高き十月枯生草のよいと
もそ紀ふし〜ふと志也北巻ふ神像とかゝ中ひき絵ふ
風さて吹ち赤の衆ふくな散ふ紀ふしも多賀谷の殿の棟
ふの大ありし風とそく烟ふ高く吹のぼりぬと人を見ふ
御館小大ふりさぎさて君と神像と家紋かゝしく巻ふ
足とそし多賀谷の館ふいそぎ世給ふ大事さしふ行のもそきも
ふのぶさぎふ人ふ居ふのぼりそ天ふ古城ふと人ふ
時ふ見ふ煙ふもそ見ふ

於門外之後煙散畫とありおゆるうしろ見事なり

○許佐布玖

とさぬのぐ　とりのとものぬん　みちのくのそうま見せう　秋の夜の月

ものとある歌あれば許瑳に木目貝出羽陸奥に桐木とて半月螺短きもの長き物を薄風呂屋煙人足をひの初也をの初也を迄

の事　中に胡簶する　をのどもの　芦野拾遺物語に登倶法師　左馬介氏

猶子　弟　佛の　誘　後　樂　物語　しめ　物　記　を

ひとを　侍　不思議　つ　事　そ　それ　もて

なつ　侍　ひと　草　侍　胡國　胡

とひと　草木　侍　地　侍　月の夜

侍れ　あと　ひつ　の　月の夜

十九

能樂院ちの建教法樂せり　いつも　願主の歩句　なく　宿の梅

人事を例のとなる事　なるを　なく　なる　秋七の　伊勢　大御神の佛　なる

絵　ひ　ぐ　ふ　台記　天養二年三月七日　左馬權頭頭定泰氏

左大將雅定伊勢勅使　精進之間　雖渡他所　衣裳雜具等猶在

中院第　仍佛經等不置家中　而間　中院寢殿　有煙　件煙見屋上　溝里驚

存　放火由　驚　放天井　見之　有繪像　佛五躰　色旗等　出　件物

なんじけり其聲大風の吹がごとくにしてそこそこの遠きところまで聞え
侍るといへどおしなべて人に云ふ登倶法師も此人より物語をあつかひて
そもそも胡國に蝦夷といふものあり其事なきさるよしかたちの見えずと人より
あれば つゝる秘をよみ出る虫むかれ沙汪鎌魚(ヨタシヤシンベ)東蝦夷にシヤシヤモシヘあり此魚沙汪のシヤシンベと云 かれひの魚にして此名目清のころ也上之の主條魚にて見るべし
それも湯の名に知る也 さてその蝦夷にかれはあとゐんかくれとひし中にひそかにて吹るのあるや尚へ
うへもなきは吹をのかりといふみ見えるとつたわる未だぬるは生馬(イケマ)といふ科の根くさ
生馬(イケマ)とあらはや生馬ど 生馬をもかくあれぬあることそは吹(ナケ)とはいえど吹くも生馬
竪条(タテスヂ)ありこそは横文理(ヨコスヂ)ありて小根(シンブネ)いと多く嚙碎(カミクダケ)は涎液(ハシ)つよくその嚙汁(シル)へ潮(ミツ)を
吹ては小波(サザ)を和め鰒貝(アハビ)を突(ツク)をもと浦の漁人の海に油を投に同じかれを漁子凡の
もちひけれは風にむかひても吹とありといひけれはこそは吹なるかの笛て麺

にはあるさる事と知通り吹どいふものにて笛と云ひ木貝などあら胡座(コザ)笛なと
みちのくに名所て好事人(スキヒト)のいつくしきさなは浪風(ナミカゼ)も鎮(シヅ)まりなるを秘の意(コヽロ)は風起
そうるに月さへくもりこそきぬかは月のもとりとなる事もあるかとそ云
伊祁(イゲ)麻(マ)の蔓(ツル)は蘿麻に似て大にもなりからしは名は牛蒡菜(ゴバウナ)ともいふと
されどかは知らじこそは甚しつくの根かのら 雌雄(メヲ)のあとしてあるなりの糠部(ヌカノブ)郡
田名部(タナブ)大畑(オホハタ)浦山に生馬(イケマ)いと多し凶歳(ケガシトシ)には此の草の根を掘り糧として浦人
にる命生延(イキノ)ぶるをたすけるはこゝをしひとふさつるといふ其ころ小本新宮尚方と
いふ南部殿人にこれをもとめてみえつつうち載(ノセ)たりある あるいは蝦夷の
吹なりは笛かくてはえさ草のねのこともといふ みな見るべきものなり

○ けしつくさり

近江美濃伊勢尾張などにてはころもとりといふ（合法といふ菊にあるははゝき名を苗連茶といふ）
糧とし北國ではじめ出羽陸奥にては加賀佐（花肆に苦根のつきてといふもの紫花　茄の蘿根のごときを葉をてあふみ）
（うまのかてと名いふ金帯花とのふとのふ）の葉を喰ひ参河遠江にて木茎藤蔓のわかばを喰し
事ありみちのくにてはこさの根をもみ信濃筑摩埴科のやまにはところを
以て餅（かくて名を玉糀花といふて月令廣義にいふ花肆にも松虫といふ）あづまは念珠房に似たれば茶に加へ
これを飯に交へ飯となし科野にも多くおこなふあれど出羽陸奥は
餅にしてときどきの人ありがたや弘法大師のあとり出し中小米を
見侍りしたれつゝと戴きてあるよし津州鳥鎮の帯嶋に玉糀短手にてあり

○ おもしろき事

出羽國の辞わきてく秋田に多くおもしろきかげりとみてあるそい

あまりに出る事にもそやゆきとにとき何のぐあひなる
かぎもたかいへり落くぼ物語に券の御人よりおうかちる人形をと
見しらず穏しく思ひをかで見えたる意をそらいへしとあるめ此詞なり

○ えぞがみ

津軽の目谷の澤（米夜の蝦夷詞にや松前の西江差湊近く目室といふ所あり）ある人親と親神伯父をも見るも
親枝神ありといひし俺訓耕に儀式帳に枝神を見く良觀符に
裔神とも見ゆ所謂末社之と見えたり親をおや神とし伯父を
えぞがみといふをよりぬるなるやいとくめづらし

○ きぬさうじ

あおぬこに近江國滋加良郡の人李尼宮精進とて冬十月廿三日たとる

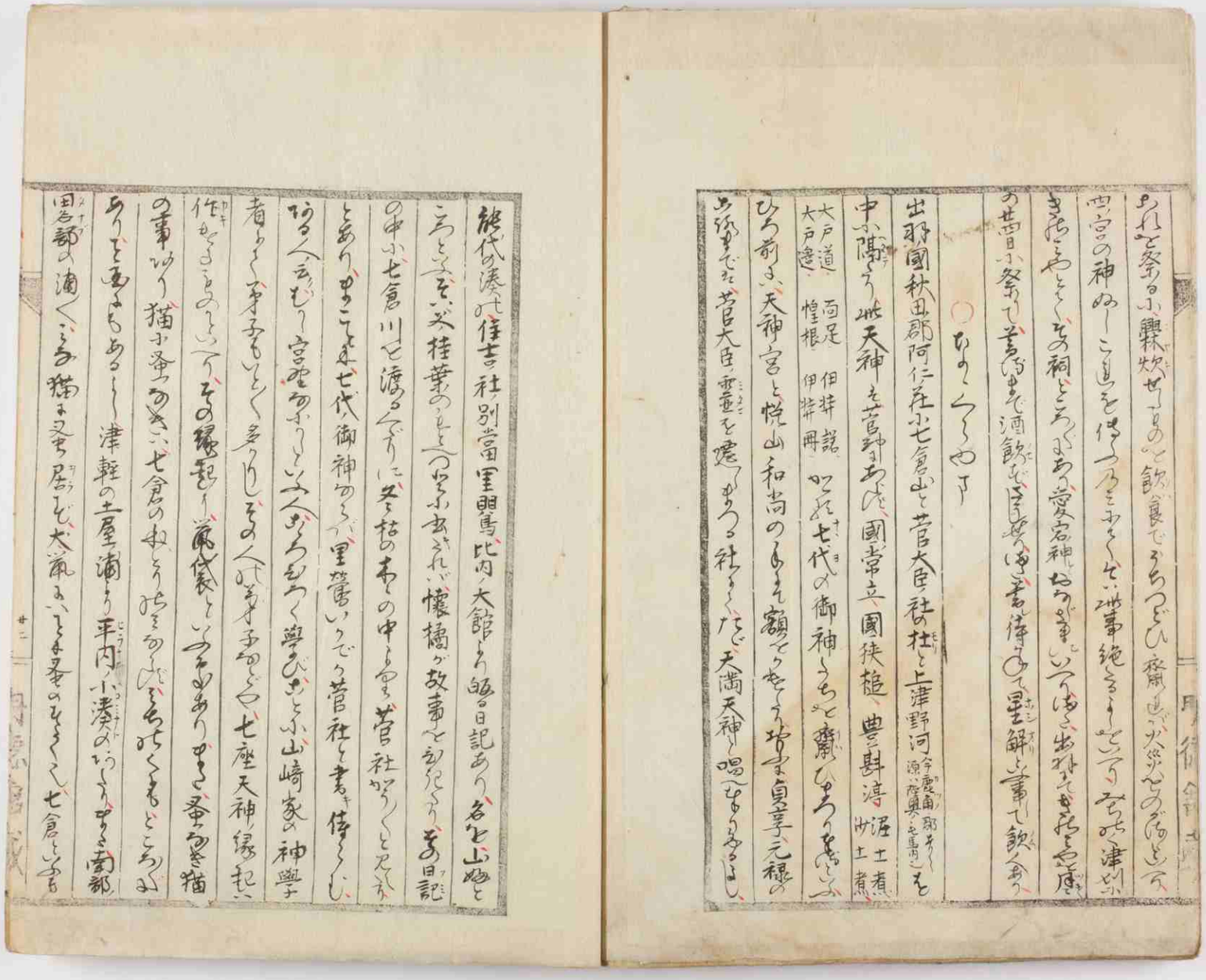

それを祭る小興炊せるものと飲食で
西宮の神ぬ　こを作るとあるとそれ世事絶るとて
まだそもとくその祠とあるまあ意多宮神
の世間小祭り　酒飲む　星解と筆て飲人あり

○ちくしやう

出羽國秋田郡阿仁荘小七倉山と菅大臣社と上津野河（今震南郡　源薩摩之馬）を
中小陽ろう　地天神　菅神あり　國常立　國狭槌　豊斟渟（土者　世土者）
（大戸道　面足　惶根　伊特諾　伊特冊）　ひとつ七代の御神　ひとつ
ひとつ前ま　天神宮と悦山和尚のまえ額　ひとつ　皇享元禄の
ひとつ菅大臣　霊を建　ひとつ社　天満天神　唱ひとつ

歴代の湊　住吉社　別當　星野馬　比内　大館　ひとつ　日記あり　名七山　ひとつ
ひとつ　桂葉のもと　ひとつ小出　それ　懐橘　故事　日記　その日記
の中小七倉川と渡る　ひとつ　七代御神　菅社　菅社
とあり　ひとつ　七代御神　星　菅社と書　侍
ひとつ　云む　宮　ひとつ　ひとつ　學び　ひとつ小山崎家　神學
者　ひとつ　弟子　ひとつ　七座天神　縁起
作　ひとつ　その縁起　嵐義　ひとつ　ひとつ　番　猫
の事　ひとつ　猫小　ひとつ　七倉の　ひとつ　ひとつ
ひとつ　ひとつ　津軽の土屋　浦　平内　小湊　ひとつ　南部
田名部　浦　猫　又　居　大嵐　七倉

あり大阿仁七倉天神阿倍家寄附と城介實季修理なされ
あり七倉天神嘉成高頭まつれりいづれも
三月廿五日ごとに祭りてあり阿陪家建勢御神と菅大臣と
をまつりまつる松前下國も安倍家にて其領地笘楯の
茂斡地（本名ホンベツ小河の殺害の地）にて慶ふかく紀天神神社と遠く下國氏の上祖
と奇附なされ多し

○こしみず

陸奥の北上川の舟渡せりきぶねなどとあり銭船賃
のことわり思ふに舟賃形にて是を云ひ腰脚の事くるの迄膝澤郡の

人腰ふとのせ泉とも云ひ鍛形小鍛冶と鍛ひ事ありしとも
いひ三河國賀茂郡舉母あるひ人舟銭を取るちこと
舟賃子と云事なり

○ちこ

雪の中消あんころ辛黄の花咲るを出羽にて田耕櫻と云ひ
その出る田とも苗代の種蒔こと國にて彼岸桜の花咲
きの時に種蒔こと芳野桜おなじ
あり甲斐國鶴那山路を河べ帯状に一国とこと云ひ
乃ち河べ花とつもりてありもるを摘て薪とす
名て春雪紅と云て是と秋田皆扇田にて田植と云ひ

時島と云ふ所の名なり[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]

みちのく南部[illegible]三栗の中の平栗と未子栗とあり
てこ、木挺或木損とあり、或手木と書り、又鉄挺、鞭挺ともいふ
○萬葉集に手兒と[illegible]下のてこ同し一説に弟子とも[illegible]
[illegible]兄子弟子[illegible]武藏下総に未子
[illegible]南部[illegible]○備中の[illegible]の俗語に[illegible]
てこ[illegible]

○[illegible]

紫紬紙金泥とあり陸奥に[illegible]平泉經藏に紺紙金銀
泥の佛[illegible]
金銀[illegible]泥の青也白は明文則ち宣德間嘗遣人至倭國傳
泥金畫漆之法[illegible]見[illegible]其法式倭國[illegible]

○あぐりこぎつ

信濃越後出羽陸奥[illegible]あぐり子男[illegible]の名
[illegible]女子[illegible]
[illegible]
[illegible]男子[illegible]
[illegible]阿栗子[illegible]

でんがく

でんがくのぶ事むかしハ多りしよし。さどりぬみす、でんがく、洛陽
田樂記ニ永長元年之夏洛陽大有田樂之事、初自閭里、於公卿と
見えたり。高足、腰鼓、銅鈸子、編木等の藝あり。又小鼓あり。田植の樂とも
なりし。或説ニ神樂を折て申樂と、申樂を削て田樂となしとも
いへり。今信濃佐久郡志賀村ニ田樂屋鋪あり。常陸久慈郡金砂山
の神事ニ田樂あり○俗間豆腐の制を田樂といふハ田樂法師の竿ニ
上りて踊る貌ニ似たるとて名を得たりといへり。禁裡にて御煤掃ニ用ゐる
竹をさいくよとえだハむかし日枝山よりおこりし田樂のあそびところの遊
太平記ニも新座本座の田樂の事あり。拍子をとるニひろげさするあそびと

陸奥の中尊寺、四月八日五拍子、平泉、正月廿日常行堂神祭ニ七拍子、小迫、三月三日白山社祭ニ十五拍子と
いふハ、これも高脚あるく、胡桃木皮の編笠を大きに作り被り、太皷を着て腰太鼓を鼓ちまた
編木折鳴を曲ありかくしてあそびをつくる風俗ハ、これらもみな田樂の形の
名残りなり。田樂ハ田儛のなびハやはし。参河國の擧母、追上山、澁川
やなぎ村ニハ田殖のころ説教（釋經とも）いひならハしを謡ひ舞ひ、編木をならし群ありき
田女乃辛労をなぐさめんためもまた田神を祭るともいへり。此わざハ農を編木
やくそがみなるハ、三井寺にてもむかしハ遊ありし事にて家ニ傳ふ
長柄の傘ニ奴あまたにて渡りせしを、とくひさしきありし笛ならし
ゆ追ひつく畔路をみありきしもむかしハ近き世ニハ小歌唄ひ、今上瑠璃なとに化りて
早苗風俗、田ニ植る七日ほど傍の村々を蛇皮線ひきありく事もありけり

○善知島社
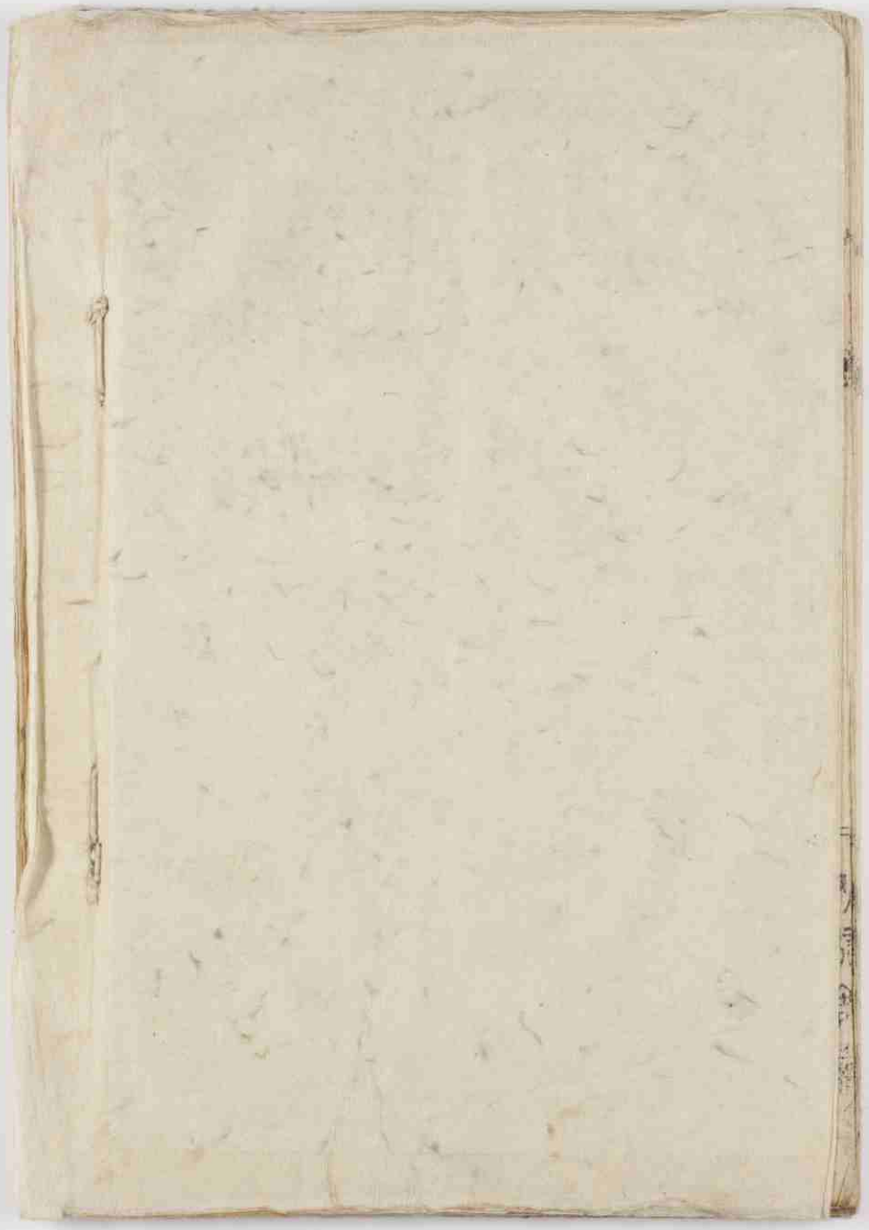
烹雜の記（瀧澤解編）多濱より條ふ佐渡へさいとの中略さいなんとい
ふ所より上略こゝ佐渡國雜太郡相川の鎮守と善知鳥
大明神と号し（祠官市橋播津）神明春日の両社同所に相並ぶ立ぶ
ふ所とお川の三社と称せり土俗の説に善知鳥の神社は国景王の
御世（ミムスメ）なる由なり（縁起書一名性談）こゝ妄誕なるべし思ふ朝の公
主を祭るものと云ひしかども、いづれ神明春日と左右に立てまつる
ものも祭る神を定かなる善知鳥の出崎とあるべきと陸奥の
方言に海濱（カミハマ）の出崎をうとうと外濱の水島の前太くて眼下（メノシタ）
内つきの処高く出たり故にさもしをうとうと彼島の前に喩